

「教職員だからこれに決めた!」と評判!

カーBOX 契約採用で安心・便利さ拡大!

「年下の友人が急に運転することになった、年齢条件を変更する時間がない」

友人・知人・別居の子は、「年齢を問わず」補償します(限定特約なし^(注)の場合)。

年齢条件は、「同居のご家族」のみに適用し、それ以外の方は年齢を問わず補償します。
(注) 限定特約なしとは、運転者限定特約(家族型・夫婦型・本人型)を付けていないことです。

※「同居のご家族」とは、本人(記名被保険者)、配偶者、本人または配偶者の同居の親族をいいます。また、本人、配偶者、同居のご家族が営む事業の従業員が業務の関係で運転される場合には、「同居のご家族」と同様に年齢条件を適用します。

一般契約と比べ

約 **24%お得**

お得になるのは教職員の車・バイクだけではなくご家族の車・バイクも!!

ご家族とは、教職員(含む退職者)の配偶者、同居の親族、別居の扶養親族のことです。

いますぐ、お電話ください

大口団体抜割引20%
ご契約期間の初日が2009年4月1日~2010年3月31日のご契約に適用します

お問合せ
資料請求先

指定代理店: 桜保険事務所
〒188-0011 西東京市田無町3-2-17

☎ 042-467-4152 ☎ 042-461-0366

受付時間 月曜~土曜 9:00~18:00
(休業日: 日、祝日、12月31日~1月3日)

お任せください

教職員の事故の場合に求められる特別な対応に25年の実績!

職場の多忙化のなかで、教職員・ご家族の事故は減っていません。しかも、事故を起こせば、免職・停職を含む職務上の処分につながるのも教職員。都教組自動車保険は、教職員ならではのこうした問題に精通し、25年の歴史の中で蓄積した独自のノウハウがあります。あなたの強くてやさしい味方、それが都教組自動車保険です。

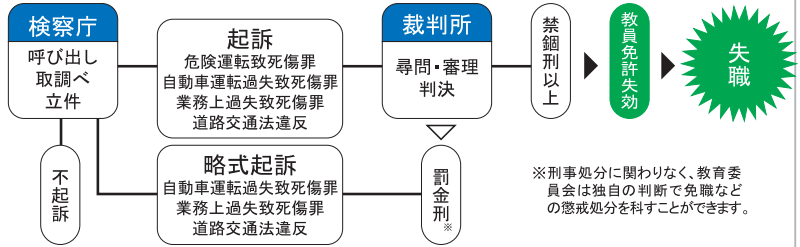
ご存知ですか?

教職員が人身事故を起こした場合の法律上(刑事上・職務上)の処分

教職員(公務員)が交通事故を起こした場合、行政処分・刑事処分に加え職務上の処分(免職・停職など)が科せられるため、身分の問題に直結

相手に重傷を負わせた場合などでは、起訴され正式裁判になるケースが増えています。禁固刑(執行猶予付き含む)となった場合、教員免許法第5条、第10条の規定より教員免許が失効、失職します。

■事故後の刑事処分の流れ—起訴されれば教職員免許失効も—



※刑事処分に関わりなく、教育委員会は独自の判断で免職などの懲戒処分を科すことができます。

このチラシは、東京都教職員組合を制度運営先、日本興亜損害保険(株)を引受保険会社とする都教組自動車保険(くるまの総合保険カーBOX)の概要を記したものです。詳しくは専用パンフレット「安心ガイド」などをご参照ください。ご契約に際しては、「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関する事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力ください。

2009.3 H1LC08-1606

これでどこからみても安心保険です。 都教組自動車保険 6つの安心・メリット

1 無駄は省いてスッキリ 必要な補償でかっちり安心

教職員のための補償プラン

都教組おすすめプランの3原則

1. 万一のとき困らない十分な補償
2. ムダ・重複を省き保険料を節約
3. 教職員のニーズにあった特約



加害事故でも、被害事故でも、教職員とご家族の生活・事故の実態からみて、必要で充実の補償項目なので安心です。掛金(保険料)を安くという声にもしっかりこたえ、大口団体抜割引適用でもしっかり掛金で「家計に優しい」と好評です。

一般契約と比べ **24%お得**

2 「万全の示談代行」と 「全面的な対応」

教職員の事故のあらゆる問題に全力で対応

① 確実・迅速・教職員の立場にたった対応



民間大手の日本興亜損保が示談を代行。教職員という立場を踏まえ、相手の方との交渉は、不要なトラブルを避け、しかも、迅速に対応しています。相手から理不尽な要求があったときには、顧問弁護士が毅然と対応します。

② 身分の問題を踏まえて全面的な対応

教職員は交通事故で起訴され、禁固刑以上の刑(執行猶予付き含む)が決まれば、免職となります。そのような重大事故の時は、本人の希望に基づき、顧問弁護士、専門家、桜保険、都教組で特別チームを編成。「一般的な事故対応」では刑事処分をまてて示談を進めることが多いのですが、都教組自動車保険は、被害者救済の観点からも示談を速やかに進め、「起訴」という事態を回避するよう全力をあげています。

3 「被害事故でも 頼りになる」と評判

被害事故の解決に全力

教職員が、被害事故にあったとき正当な補償を得るのに大きな困難に直面することがあります。都教組自動車保険は、全力をあげてその解決にあたり、大きな信頼を得ています。

① 被害事故時の弁護士費用などを補償



加害者がなかなか賠償に応じない——こんなときもお役に立ちます。交渉などは弁護士に委任し、費用は保険でお支払いします。(弁護士費用特約付帯の場合)

② 自動車事故なら家族全員が補償の対象

歩行中や自転車運転中でも、自動車事故であれば家族全員のケガを補償。お子さんや高齢者のもしもの事故にも、万全です。(人身傷害保険(交通乗用具危険担保特約つき)付帯の場合)



4 故障のときも 役立ちます

「くるまの安心サービス」

※「カーBOX」および人身傷害補償特約をセットした「SIP」。契約車両が対象。



- 鍵の閉じこみなど出張修理 (部品代などはお客様負担)
 - 修理工場までレッカー移動 (50kmまたは最寄り)
 - 緊急の宿泊・帰宅費等サービス
 - 情報たっぷり提供サービス 他
- 詳細は専用のチラシをご覧ください。
サービス利用後も保険料は上がりません。

無料

5 24時間・365日 安心の事故受付・相談

全国どこでも安心のサービス網

事故を起こしたんだけど、どうすればいいの?



■ 事故受付・相談は24時間

平日・土曜の日中は桜保険が直接対応。夜間・休日は保険会社の事故受付センターが対応。いつの事故でも心配無用です。

■ 夜間・休日の緊急連絡も

■ 全国どこでも均一のサービス

6 プライバシーも しっかり守ります

プライバシーは人権です

■ 個人情報の管理を徹底

■ 加入者の団体=都教組は制度運営に責任

- 加入者の団体=都教組は、日常的には、個々の事故や契約情報にタッチすることはありませんし、それを知る立場にもありません。
- 都教組は、日本興亜損保と定期的に協議し、事故対応全体の迅速化と質の向上をはかるなど、制度運営に責任を負っています。

※重大な事故の場合、加入者・運転者の要望に応じて、顧問弁護士・専門家、都教組を含んだ特別チームを用意しています。